

事務連絡
令和5年12月21日

各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業）に
おける受験料等支援について

平素より、生活困窮者自立支援の推進につき、格段の御配慮を賜り厚く御礼
申し上げます。

今般、こども家庭庁において、別添のとおり、ひとり親家庭や低所得子育て
世帯のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、令和5年度補正予
算において「こどもの生活・学習支援事業」（以下「ひとり親家庭等事業」と
いう。）を拡充し、受験料、模試費用の補助が行われることとされました。

本支援の概要等は下記のとおりですので、生活困窮者自立支援法（平成25年
法律第105号）に基づく「子どもの学習・生活支援事業」（以下「生活困窮者事
業」という。）を実施している生活困窮者自立支援制度主管部局におかれても、
この受験料等支援を御活用いただきますよう、よろしく願いいたします。

1. 補助の対象者

ひとり親家庭等事業又は生活困窮者事業のうち学習支援を登録等している
子ども又は子どもを現に扶養している者等（別途収入に関する要件あり）

2. 補助の対象となる費用

（1）大学等受験料支援

大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）
（以下「大学等」という。）を受験する際の受験料として支払った費用
（上限53,000円）

（2）模擬試験受験料支援

- ① 大学等を受験する年度に受ける模擬試験の受験料として支払った費用
（上限8,000円）
- ② 中学校3年生が進学のための受験に向けた模擬試
験の受験料として支払った費用（上限6,000円）

3. 活用方法

今般の受験料等支援を含むひとり親家庭等事業に係る国庫補助は、母子家庭等対策総合支援事業費補助金により行われます。そのため、例えば、下記のような方法により、こども施策担当部署や財政部署等とも連携・調整しながら、事業の実施について御検討ください。その上で、必要に応じて、自立相談支援機関、生活困窮者事業等の関係者にも周知していただきますようお願いいたします。

(1) ひとり親家庭等事業及び生活困窮者事業をいずれも実施している場合
ひとり親家庭等事業所管部局において受験料等支援を支援メニューに追加する際に、補助対象者に生活困窮者事業の登録者等も加えるよう調整。

(2) ひとり親家庭等事業は実施していないが、生活困窮者事業は実施している場合

ひとり親家庭等事業を新規で実施することとし、その支援メニューとして受験料等支援を実施。このとき、受験料等支援のみを実施することも可能。また、生活困窮者自立支援制度主管部局からこども家庭庁（指定都市・中核市を除く市区町村の場合は都道府県）に交付申請することも可能。ただし、母子家庭等対策総合支援事業費補助金（令和5年度補正予算分）において、とりまとめを行う部局が別にある場合は、当該部局の指示に従うこと。

なお、ひとり親家庭等事業については、市区町村（指定都市及び中核市を除く。）が当該事業を実施する場合、都道府県に1/4の費用負担を求めているため、都道府県との調整を要することに留意すること。

(3) ひとり親家庭等事業及び生活困窮者事業のいずれも実施していない場合
受験料等支援を行うには、ひとり親家庭等事業又は生活困窮者事業のうちいずれかの事業による学習支援を実施する必要があるため、まずは学習支援の実施を検討（母子家庭等対策総合支援事業費補助金（当初予算分）の変更交付申請は1月下旬を予定）。このとき、学習支援を含むひとり親家庭等事業について、生活困窮者自立支援制度主管部局からこども家庭庁（指定都市・中核市を除く市区町村の場合は都道府県）に交付申請することも可能。ただし、母子家庭等対策総合支援事業費補助金（令和5年度補正予算分）において、とりまとめを行う部局が別にある場合は、当該部局の指示に従うこと。

なお、ひとり親家庭等事業については、市区町村（指定都市及び中核市を除く。）が当該事業を実施する場合、都道府県に1/4の費用負担を求めているため、都道府県との調整を要することに留意すること。

【添付資料】

- 別添 1 事業概要（「こどもの生活・学習支援事業の拡充」）
- 別添 2 令和5年12月7日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課事務連絡
- 別添 3 令和5年12月13日付けこども家庭庁支援局長通知
- 別添 4 令和5年12月20日付けこども家庭庁家庭福祉課事務連絡